

II 需給調整・価格安定対策

1 輸入指定糖に関する業務

(1) 輸入指定糖売買業務

ア 輸入指定糖各種指標

(ア) 砂糖調整基準価格、指定糖調整率及び二次調整金

令和2砂糖年度に適用される価格調整法第3条第1項の砂糖調整基準価格、同法第9条第1項第1号の農林水産大臣の定める率（指定糖調整率）及び同法第24条第1項の農林水産大臣が定める額（二次調整金）は、令和2年9月30日に次のように告示された。

○砂糖調整基準価格 1,000キログラムにつき153,200円（153,200円）

○指定糖調整率 100分の37.00（100分の37.00）

○二次調整金 1,000キログラムにつき25,613円（25,613円）

注：（ ）内は令和元砂糖年度の数値である。

(イ) 機構買入価格（平均輸入価格）

輸入に係る指定糖の機構買入価格は、価格調整法第7条に基づき輸入申告の時に適用される平均輸入価格とされており、粗糖の平均輸入価格は、同法第6条並びに価格調整法施行令第7条及び第8条の規定に基づき、次の算定式に沿って、3か月ごとに農林水産大臣により定められ、表49のとおり告示された。

平均輸入価格

適用期間の初日前10日から遡って過去90日間のNY粗糖先物価格(NY11)の平均額	+	産地→日本 運賃、保険料、糖度調整、輸入諸掛り、プレミアム等	=	平均輸入価格
---	---	-----------------------------------	---	--------

(ウ) 機構売戻価格

機構売戻価格は、価格調整法第9条第1項第1号により、砂糖調整基準価格とその輸入申告の時に適用される平均輸入価格をもとに、指定糖調整率及び同号ハ及びニの農林水産大臣が定める額（指定糖調整金軽減額）を用いて表49のとおり3か月ごとに算定された。

(エ) 指定糖調整金軽減額

異性化糖及び加糖調製品に係る軽減額として農林水産大臣が定める額（指定糖調整金軽減額）は3か月ごとに定められ、表49のとおり告示された。

- ・適用期間 令和2年4月1日から6月30日まで
 - 異性化糖 1,000キログラムにつき 0円(令和2年3月27日告示)
 - 加糖調製品 1,000キログラムにつき 3,400円(令和2年3月27日告示)
- ・適用期間 令和2年7月1日から9月30日まで
 - 異性化糖 1,000キログラムにつき 0円(令和2年6月26日告示)
 - 加糖調製品 1,000キログラムにつき 3,400円(令和2年6月26日告示)

- ・適用期間 令和2年10月1日から12月31日まで
異性化糖 1,000キログラムにつき 0円（令和2年9月28日告示）
加糖調製品 1,000キログラムにつき 3,000円（令和2年9月28日告示）
- ・適用期間 令和3年1月1日から3月31日まで
異性化糖 1,000キログラムにつき 0円（令和2年12月25日告示）
加糖調製品 1,000キログラムにつき 3,000円（令和2年12月25日告示）

表49 指定糖の機構買入価格、売戻価格及び売買差額等の推移

(単位：円/トン)

年	区分 適用期間	NY11の平均値		買入価格 (平均輸入 価格)	価格調整法第 9条に基づく 調整金	指定糖調整金軽減額		売買差額 (調整金)	売戻価格
		90日間の 平均 (セント/ポンド*)	円換算 (円/トン)			異性化糖 軽減額	加糖調製品 軽減額		
令和2年	4～6月	13.89	33,669	47,040	39,279	0	3,400	35,879	82,919
	7～9月	10.77	25,851	41,100	41,477	0	3,400	38,077	79,177
	10～12月	12.27	29,024	44,640	40,167	0	3,000	37,167	81,807
令和3年	1～3月	14.44	33,635	48,340	38,798	0	3,000	35,798	84,138

注：価格調整法第24条第1項の規定に該当する場合の売戻価格は、表中の売戻価格に、次の額が二次調整金分として加算される。

令和2年4月～令和2年9月…25,613円、令和2年10月～令和3年3月…25,613円

イ 輸入指定糖売買業務の実績

(ア) 概要

令和2事業年度においては、全適用期間を通じて平均輸入価格が砂糖調整基準価格を下回ったため、価格調整法第5条第1項の規定に基づき、売買が行われた。

a 粗糖

粗糖の売買のうち、条件付きでないものの売買契約数量は前年度比19.3%減の12万5434トン（214件）、売買差額は同19.9%減の51億3820万6000円、条件付きのものの売買契約数量は同11.3%減の3379トン（60件）であった。

b 高糖度原料糖

高糖度原料糖（糖度が98.5度以上99.3度未満の粗糖以外の原料糖をいう。）の売買のうち、条件付きでないものの売買契約数量は前年度比12.3%減の85万8506トン（531件）、売買差額は同15.6%減の316億2390万7000円、条件付きのものの売買契約数量は同9.4%増の3582トン（81件）であった。

c 粗糖・高糖度原料糖以外

粗糖・高糖度原料糖以外の売買のうち、条件付きでないものの売買契約数量は前年度比35.8%減の1万899トン（1163件）、売買差額は同37.6%減の3億4522万5000円、条件付きのものの売買契約数量は同4.6%増の2266トン（15件）であった。

(イ) 売買契約実績

a 粗糖

(単位：キログラム、円)

年月	総 数		うち条件付きのもの		うち条件付きでないもの		売買差額 (調整金)
	件数	数 量	件数	数 量	件数	数 量	
令和2年4月	27	16,924,039	3	54,488	24	16,869,551	605,262,619
5月	21	12,277,381	5	168,052	16	12,109,329	434,470,614
6月	30	21,459,048	2	45,385	28	21,413,663	1,016,743,385
7月	23	7,063,245	9	499,211	14	6,564,034	249,938,722
8月	15	5,290,336	5	284,480	10	5,005,856	190,607,977
9月	23	25,238,782	4	319,693	19	24,919,089	948,853,322
10月	20	3,250,984	6	394,047	14	2,856,937	106,183,778
11月	21	2,429,293	5	392,390	16	2,036,903	76,100,601
12月	27	16,347,894	5	227,295	22	16,120,599	736,529,775
令和3年1月	19	4,353,353	5	285,650	14	4,067,703	145,615,631
2月	20	5,268,225	5	173,372	15	5,094,853	218,626,528
3月	28	8,910,380	6	535,355	22	8,375,025	409,273,170
合 計	274	128,812,960	60	3,379,418	214	125,433,542	5,138,206,122

b 高糖度原料糖

(単位：キログラム、円)

年月	総 数		うち条件付きのもの		うち条件付きでないもの		売買差額 (調整金)
	件数	数 量	件数	数 量	件数	数 量	
令和2年4月	49	74,420,188	8	379,091	41	74,041,097	2,545,458,871
5月	36	66,916,421	4	81,430	32	66,834,991	2,297,720,150
6月	62	84,862,590	6	369,651	56	84,492,939	3,153,120,159
7月	58	95,433,135	9	413,593	49	95,019,542	3,475,529,784
8月	30	47,896,326	4	445,220	26	47,451,106	1,812,458,101
9月	46	59,898,357	6	178,997	40	59,719,360	2,197,161,524
10月	62	111,967,662	9	164,979	53	111,802,683	3,987,666,293
11月	57	93,249,569	10	498,796	47	92,750,773	3,321,665,670
12月	60	76,358,918	6	320,407	54	76,038,511	3,143,560,589
令和3年1月	48	56,938,040	7	174,185	41	56,763,855	2,009,192,912
2月	41	38,630,973	5	304,971	36	38,326,002	1,566,520,062
3月	63	55,515,224	7	250,323	56	55,264,901	2,113,853,337
合 計	612	862,087,403	81	3,581,643	531	858,505,760	31,623,907,452

c 粗糖・高糖度原料糖以外

(単位:キログラム、円)

区分 年月	総 数		うち条件付きのもの		うち条件付きでないもの		売買差額 (調整金)
	件 数	数 量	件 数	数 量	件 数	数 量	
令和2年4月	137	1,427,242	1	216,864	136	1,210,378	33,771,435
5月	78	861,612	0	0	78	861,612	28,167,905
6月	93	853,920	3	452,991	90	400,929	18,896,260
7月	83	790,014	1	216,693	82	573,321	19,722,246
8月	95	1,265,967	2	253,992	93	1,011,975	30,764,241
9月	79	895,927	1	234,819	78	661,108	25,206,209
10月	98	1,001,580	2	254,019	96	747,561	21,599,201
11月	107	1,284,585	0	0	107	1,284,585	41,125,199
12月	102	766,296	1	20,100	101	746,196	34,197,255
令和3年1月	85	1,085,338	1	162,567	84	922,771	23,539,812
2月	115	1,265,407	1	217,116	114	1,048,291	24,612,896
3月	106	1,666,420	2	236,478	104	1,429,942	43,622,476
合 計	1,178	13,164,308	15	2,265,639	1,163	10,898,669	345,225,135

(2) 輸入指定糖入札業務

価格調整法第24条第1項の規定により農林水産大臣が定める額(二次調整金)の決定に資するため、輸入指定糖の価格に関する情報の収集を行うことを目的として輸入指定糖の入札を実施した。

輸入指定糖入札実施要領に基づき、入札参加者の登録を行い(令和2砂糖年度については20者。平成元砂糖年度については、前事業年度に登録した22者が入札参加資格者)、入札を4回行った。各回とも、全量が上限価格(二次調整金額から1円を減じた額)で落札された(表50)。

なお、令和元砂糖年度に四半期に2回を上限として入札を開催できるよう要領を改正したが、令和2砂糖年度には再度入札制度を変更し、四半期に1回入札を開催するよう要領を改正した。

表50 輸入指定糖の入札結果

区分 単位	上場数量 トン	申込者数 者	申込数量 トン	申込倍率 倍	落札者数 者	落札数量 トン	不落札数量 トン	落札率 %	落札価格			
									最高	最低	平均	
									円/トン	円/トン	円/トン	
令和元砂糖年度												
4-6月期(第3回) 令和2年4月15日	5,000	17	31,400	6.3	12	5,000	0	100.0	25,612	25,612	25,612	
4-6月期(第4回) 2年5月20日	5,000	15	28,130	5.6	10	5,000	0	100.0	25,612	25,612	25,612	
令和2砂糖年度												
10-12月期(第1回) 2年10月21日	23,000	19	65,010	2.8	19	23,000	0	100.0	25,612	25,612	25,612	
1-3月期(第2回) 3年1月20日	20,000	19	56,550	2.8	19	20,000	0	100.0	25,612	25,612	25,612	

(注)1 不落札数量は、(上場数量-落札数量)である。
 2 落札価格は、一次調整金の加算額であり、消費税及び地方消費税を含まない。
 3 令和元砂糖年度は入札制度が改正されたため、各四半期に2回を上限に入札を実施。なお、記載のない四半期は入札未実施である。
 4 令和2砂糖年度に入札制度が改正されたため、10-12月期から各四半期に1回入札を実施。

2 加糖調製品に関する業務

(1) 輸入加糖調製品糖各種指標

ア 加糖調製品糖調整基準価格及び加糖調製品糖調整率

令和2砂糖年度に適用される価格調整法第18条の2第1項の農林水産大臣が定める額（加糖調製品糖調整基準価格）及び同法第18条の6第1項の農林水産大臣の定める率（加糖調製品糖調整率）は、令和2年9月30日に次のように告示された。

○加糖調製品糖調整基準価格 1,000キログラムにつき324,807円(312,038円)

○加糖調製品糖調整率 100分の30.30（100分の30.30）

注：（ ）内は令和元砂糖年度の数値である。

イ 機構買入価格（平均輸入価格）

輸入加糖調製品に係る機構買入価格は、価格調整法第18条の4に基づき輸入申告の時に適用される加糖調製品糖平均輸入価格に加糖調製品糖含有率を乗じて得た額に、農林水産省令で定める輸入加糖調製品の種類の区分に応じて農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額とされており、加糖調製品糖平均輸入価格は、同法第18条の3及び価格調整法施行令第24条の8並びに第24条の9の規定に基づき、3か月ごとに農林水産大臣により定められ、表51のとおり告示された。

ウ 加糖調製品糖標準価格

加糖調製品糖標準価格は、価格調整法第18条の2第1項第2号の規定に基づき、輸入に係る粗糖についての機構売戻価格を価格調整法第9条第1項第1号に定める算式によって、加糖調製品糖の価格に換算して3か月ごとに農林水産大臣により定められ、表51のとおり告示された。

表51 加糖調製品糖の平均輸入価格等の推移

（単位：円／トン）

年	区分 四半期	平均輸入 価格	加糖調製品 糖標準価格
	7～9月	112,059	194,609
	10～12月	114,838	206,915
令和3年	1～3月	118,909	210,764

注：輸入加糖調製品の買入価格、売戻価格及び調整金（売買差額）は、売買ごとの単価が異なるため表示しない。

(2) 輸入加糖調製品売買業務の実績

ア 概要

令和2事業年度においては、全期間で平均輸入価格が加糖調製品糖調整基準価格を下回ったため、価格調整法第18条の2の規定に基づき売買が行われた。

輸入加糖調製品の売買契約数量は44万6575トン、売買差額は63億3682万円であった。

イ 売買契約実績

(単位：キログラム、円)

区分 年月	数量	売買差額
令和2年4月	43,404,066	617,525,586
5月	33,211,069	473,665,851
6月	36,414,733	488,003,031
7月	41,724,161	541,640,884
8月	35,226,727	458,280,442
9月	34,981,667	463,137,027
10月	41,008,639	573,138,309
11月	38,105,220	557,616,627
12月	36,146,961	552,309,234
令和3年1月	35,830,862	556,397,088
2月	29,439,081	452,028,762
3月	41,081,615	603,074,129
合計	446,574,801	6,336,816,970

3 異性化糖に関する業務

(1) 異性化糖各種指標

ア 異性化糖調整基準価格、異性化糖調整率及び二次調整金

令和2砂糖年度に適用される価格調整法第11条第1項の異性化糖調整基準価格、同法第15条第1項第1号の農林水産大臣の定める率（異性化糖調整率）及び同法第25条第1項第1号の農林水産大臣が定める額（異性化糖二次調整金）は、令和2年9月30日に次のように告示された。

- ・異性化糖調整基準価格 1,000キログラムにつき189,076円（189,076円）
- ・異性化糖調整率 100分の17.13（100分の17.13）
- ・異性化糖二次調整金 1,000キログラムにつき2,674円（2,351円）

注：（ ）内は令和元砂糖年度の数値である。

イ 機構買入価格（異性化糖平均供給価格）

異性化糖に係る機構買入価格は、国内産異性化糖にあつては、価格調整法第13条第1項に基づき、当該異性化糖の移出の時に適用される異性化糖平均供給価格、輸入異性化糖にあつては、同条第2項に基づき、当該異性化糖の輸入申告の時に適用される異性化糖平均供給価格とされており、同法第12条並びに価格調整法施行令第21条及び第22条の規定に基づき、3か月ごとに農林水産大臣により定められ、表52のとおり告示された。

ウ 異性化糖標準価格

異性化糖標準価格は、価格調整法第11条第1項の規定に基づき、輸入に係る粗糖についての機構売戻価格を価格調整法施行令第16条に定める算式によって、標準異性化糖の価格に換算して3か月ごとに農林水産大臣により定められ、表52のとおり告示された。

エ 機構売戻価格

機構売戻価格は、価格調整法第15条第1項により、異性化糖調整基準価格と国内産異性化糖にあつてはその移出の時に、輸入異性化糖にあつてはその輸入申告の時に適用される異性化糖平均供給価格をもとに、異性化糖調整率を用いて3か月ごとに算定されることとなっている。

なお、同法第11条第1項ただし書の規定により、異性化糖平均供給価格が異性化糖標準価格を超える場合は、異性化糖の機構への売渡し義務がないこととされており、令和2事業年度においては全適用期間を通じて同規定が適用されたため、機構売戻価格は算定されなかった（表52）。

表52 異性化糖の機構買入価格、売戻価格及び異性化糖標準価格の推移

（単位：円/トン）

年度・適用期間		区分	買入価格 (異性化糖平均供給価格)	売戻価格	売買差額 (調整金)	異性化糖 標準価格
令和 2 事業 年度	令和元 砂糖 年度	令和2年4～6月	127,786	—	—	117,601
		7～9月	122,656	—	—	113,681
	令和2 砂糖 年度	10～12月	123,325	—	—	120,452
		令和3年1～3月	130,626	—	—	122,688

注1：価格は、標準異性化糖についての価格であり、すべて消費税込の価格である。

注2：令和2事業年度は、平均供給価格が異性化糖標準価格を上回ったため売買は行われなかった。

注3：価格調整法第25条第1項第1号の規定に該当する場合の売戻価格は、表中の売戻価格に次の額が二次調整金分として加算される。

令和2年4月～令和2年9月…2,351円、令和2年10月～令和3年3月…2,674円

(2) 異性化糖売買業務の実績

令和2事業年度においては、全適用期間を通じて異性化糖平均供給価格が異性化糖標準価格を上回ったため、価格調整法第11条第1項ただし書の規定に基づき、異性化糖の売買は行われなかった。

4 輸入指定でん粉等に関する業務

(1) 指定でん粉等売買業務

ア 指定でん粉等各種指標

(ア) でん粉調整基準価格及び指定でん粉等調整率

令和2でん粉年度に適用される価格調整法第26条第1項のでん粉調整基準価格及び同法第31条第1項第1号の農林水産大臣の定める率（指定でん粉等調整率）は、令和2年9月30日に次のように告示された。

○ でん粉調整基準価格 1,000キログラムにつき 165,970円（161,010円）

○ 指定でん粉等調整率 100分の4.173（100分の4.354）

注：（ ）内は令和元でん粉年度の数値である。

(イ) 機構買入価格（平均輸入価格）

輸入に係る指定でん粉等の機構買入価格は、価格調整法第29条に基づき、輸入申告の時に適用される平均輸入価格とされており、平均輸入価格は、同法第28条並びに同令第39条及び第40条の規定に基づき、3か月ごとに農林水産大臣により定められ、表53のとおり告示された。

(ウ) 機構売戻価格

機構売戻価格は、価格調整法第31条第1項により、でん粉調整基準価格とその輸入申告の時に適用される平均輸入価格をもとに、指定でん粉等調整率を用いて表53のとおり3か月ごとに算定された。

表53 でん粉の機構買入価格、売戻価格及び売買差額の推移

(単位:円/トン)

年度		区分 適用期間	買入価格 (平均輸入価格)	売戻価格	売買差額 (調整金)
令和2 事業 年度	平成 元で ん粉 年度	令和2年 4～6月	62,680	66,961	4,281
		7～9月	58,210	62,686	4,476
	令和 2で ん粉 年度	10～12月	58,640	63,119	4,479
		令和3年 1～3月	64,770	68,993	4,223

イ 輸入指定でん粉等の売買業務の実績

(ア) 概要

令和2事業年度においては、全適用期間を通じて平均輸入価格がでん粉調整基準価格を下回ったため、価格調整法第27条の規定に基づき売買が行われた。

a トウモロコシ（でん粉原料用輸入農産物）

トウモロコシ（でん粉原料用輸入農産物）の売買契約数量は前年度比13.6%減の290万8002トン（950件）、売買差額は同11.6%減の86億2898万6000円であった。

b でん粉

でん粉の売買契約数量は、糖化用でん粉が前年度比1.2%減の8万2890トン（196件）、化工でん粉用でん粉が同11.5%減の5万473トン（240件）で、合計は同5.4%減の13万3363トン（436件）であった。また、売買差額は、糖化用でん粉と化工でん粉用でん粉を合わせて同3.5%減の5億8035万3000円であった。

(イ) 売買契約実績

a トウモロコシ（でん粉原料用輸入農産物）

(単位：キログラム、円)

年月	区分	件数	数量	売買差額 (調整金)	
令和2年	4月	66	171,876,669	500,332,982	
	5月	91	335,944,039	977,933,098	
	6月	67	236,584,986	688,698,892	
	7月	88	290,182,160	883,314,497	
	8月	68	240,400,757	731,779,898	
	9月	96	256,070,371	779,478,211	
	10月	75	188,129,637	573,042,879	
	11月	80	260,407,977	793,202,700	
	12月	68	200,137,148	609,617,753	
	令和3年	1月	63	150,290,209	431,633,482
		2月	71	236,558,054	679,394,730
		3月	117	341,419,675	980,557,307
合計		950	2,908,001,682	8,628,986,429	

b でん粉

(単位：キログラム、円)

年月	区分	糖化用でん粉		化工でん粉用でん粉		でん粉合計		売買差額 (調整金)	
		件数	数量	件数	数量	件数	数量		
令和2年	4月	11	5,706,000	10	2,527,000	21	8,233,000	35,245,473	
	5月	20	8,970,000	23	5,049,500	43	14,019,500	60,017,479	
	6月	17	8,925,000	21	4,436,400	38	13,361,400	57,200,153	
	7月	21	11,061,000	27	7,021,000	48	18,082,000	80,935,032	
	8月	11	4,845,000	25	4,546,400	36	9,391,400	42,035,906	
	9月	14	5,168,000	22	5,052,000	36	10,220,000	45,744,719	
	10月	17	7,531,000	17	2,327,400	34	9,858,400	44,155,773	
	11月	10	3,502,000	6	1,974,206	16	5,476,206	24,527,927	
	12月	10	4,012,000	11	2,377,000	21	6,389,000	28,616,331	
	令和3年	1月	18	8,092,000	19	4,066,200	37	12,158,200	51,344,078
		2月	19	6,862,000	19	3,299,200	38	10,161,200	42,910,747
		3月	28	8,216,000	40	7,796,200	68	16,012,200	67,619,520
合計		196	82,890,000	240	50,472,506	436	133,362,506	580,353,138	